

○北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程

北海道公安委員会規程第2号

平成10年3月27日

改正 平成10年9月22日公安委員会規程第5号、11年3月24日第1号、12年1月21日第1号、6月28日第2号、8月11日第3号、8月23日第4号、11月24日第5号、12月27日第6号、13年2月27日第2号、第3号、7月26日第10号、8月9日第11号、9月25日第12号、14年3月1日第1号、5月31日第5号、7月10日第8号、15年11月28日第2号、16年4月1日第1号、17年3月25日第1号、11月30日第4号、18年4月27日第1号、5月18日第2号、9月22日第5号、19年5月25日第1号、6月1日第9号、11月22日第15号、20年6月30日第2号、11月20日第3号、11月27日第4号、12月25日第5号、21年5月29日第2号、6月18日第3号、8月20日第4号、12月4日第5号、23年3月29日第2号、24年2月15日第1号、3月15日第2号、10月26日第3号、25年3月15日第5号、27年3月25日第2号、10月8日第4号、28年3月14日第1号、3月29日第2号、5月26日第5号、9月7日第9号、11月18日第10号、29年3月15日第4号、5月16日第5号、9月14日第7号、12月20日第10号、30年1月17日第1号、3月30日第3号、10月9日第5号、31年3月1日第2号、令和元年9月1日第3号、2年2月28日第1号、3年9月30日第6号、4年3月11日第1号、5月12日第3号、8月3日第4号、5年3月16日第1号、3月28日第3号、6月30日第4号、8月24日第6号、6年2月13日第1号、3月18日第2号

北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程を次のように定める。

北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程

北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程（昭和33年北海道公安委員会規程第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 北海道公安委員会運営規則（平成13年北海道公安委員会規則第3号）第11条の規定に基づき、北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）の行う許可、認可その他の行政処分等の事務の処理を北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）に代行させることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（警察本部長に代行させる事項）

第2条 警察本部長は、別表第1の事項につき、道公安委員会の名において代行することができる。ただし、著しく重要又は異例なものについては、この限りでない。

2 警察本部長は、札幌方面の区域に係る別表第2の事項につき、道公安委員会の名において代行することができる。ただし、著しく重要又は異例なものについては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成12年8月15日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規程第4号）

この規程は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成12年11月24日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規程第6号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規程第2号）抄

1 この規程は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規程第10号）

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規程第11号）

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規程第12号）

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年公安委員会規程第8号）

この規程は、平成14年7月10日から施行する。

附 則（平成15年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規程第1号）

1 この規程は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第2条の規定に基づき行われる同法第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の登録、同法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に関し必要な手続その他の行為に係る北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の事務のうち北海道警察本部長が代行できる事項については、この規程による改正後の北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処

分等の代行規程の規定（別表第1の23道路交通法関係の項イの事項からオの事項まで及び別表第2の10道路交通法関係の項ウの事項からカの事項までに係る部分に限る。）を適用する。この場合において、前段に掲げる同規程別表第1及び別表第2のそれぞれの事項中「法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年公安委員会規程第4号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成18年9月22日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規程第9号）

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規程第15号）

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規程第4号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成21年6月18日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規程第4号）

この規程は、平成21年8月20日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

附 則（平成23年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成24年2月15日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成24年10月30日から施行する。

附 則（平成25年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規程第4号）

この規程は、平成27年10月8日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成28年6月23日から施行する。ただし、別表第2の4の項アの事項の改正規定は、同年3月23日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規程第2号）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前にされた処分その他の行為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成28年5月26日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規程第9号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規程第10号）

この規程は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規程第4号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規程第7号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規程第10号）

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成30年1月17日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規程第3号）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年公安委員会規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年公安委員会規程第6号）

この規程は、令和3年9月30日から施行する。

附 則（令和 4 年公安委員会規程第 1 号）

この規程中別表第 1 の改正規定は令和 4 年 3 月 11 日から、別表第 2 の改正規定は令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（令和 4 年公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則（令和 4 年公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 4 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（令和 5 年公安委員会規程第 1 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年公安委員会規程第 1 号）

この規程は、令和 6 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（令和 6 年公安委員会規程第 2 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

種 別	本部長が代行することができる事項
1 警察法関係	<p>警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定により行う援助の要求及び援助に関するもののうち、次に掲げる事項</p> <p>ア 犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）に規定する専門捜査員の派遣の要求及び派遣並びに同規則の規定による専門捜査員の派遣に関する協定及び資料の提出に関すること。</p> <p>イ 大規模な災害等が発生した場合で緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるときの援助の要求及び援助に関すること。</p> <p>ウ 道公安委員会が行った援助の要求及び援助に関する事案であって、その後行う援助の要求及び援助が当該事案に係る理由と同一のもので、かつ、同一の都府県に対し、継続し、又は断続するもの</p>
2 行政手続法関係	<p>行政手続法（平成5年法律第88号）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 審査基準及び標準処理期間並びに処分基準の設定・公表に係るもののうち、法令の改廃等による定型的な変更及び廃止に関すること。</p> <p>イ 申請に対する審査に関すること（この規程により代行することができる処分以外の処分に係るものについては、その事務の処理に限る。以下この項エ、カ及びケからサまでにおいて同じ。）。</p> <p>ウ 申請に対する応答に関すること（形式上の要件に適合しない申請について、補正の要求及びこの規程により代行することができる許認可等の拒否処分をする場合に限る。）。</p> <p>エ 申請により求められた許認可等を拒否する処分及び不利益処分をする場合の理由の提示に関すること。</p> <p>オ 申請者等の求めに応じて審査の進行状況及び申請に対する処分の時期の見通しを示すこと並びに申請に必要な情報を提供すること。</p> <p>カ 公聴会の開催等に関すること。</p> <p>キ 複数の行政庁が関与する処分についての審査の促進に関すること。</p> <p>ク 主宰者の指名（公安委員を主宰者に指名する場合を除く。）及び弁明を口頭であることを認めた場合の弁明録取者の指名に関すること。</p> <p>ケ 聴聞及び弁明の機会の付与に関すること。</p> <p>コ 行政指導に関すること。</p> <p>サ 届出の受理に関すること。</p> <p>シ 処分等の求めに関すること（この規程により代行することができる処分等以外の処分等に係るものについて</p>

	は、その事務の処理に限る。)
3 行政不服審査法関係	<p>行政不服審査法（平成26年法律第68号）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 職員による審理手続に関すること。</p> <p>イ 総代の互選に関すること。</p> <p>ウ 参加人の参加に関すること。</p> <p>エ 審査請求書の補正の命令に関すること。</p> <p>オ 執行停止に関すること。</p> <p>カ 執行停止の取消しに関すること。</p> <p>キ 審査請求の取下げに係る通知及び証拠書類等の返還に関すること。</p> <p>ク 弁明書の提出に関すること。</p> <p>ケ 反論書の提出に関すること。</p> <p>コ 口頭意見陳述に関すること。</p> <p>サ 証拠書類等の提出に関すること。</p> <p>シ 物件の提出要求に関すること。</p> <p>ス 参考人の陳述及び鑑定の要求に関すること。</p> <p>セ 検証に関すること。</p> <p>ソ 審理関係人への質問に関すること。</p> <p>タ 審理手続の申立てに関する意見の聴取に関すること。</p> <p>チ 提出書類等の閲覧等に関すること。</p> <p>ツ 審理手続の併合又は分離に係る通知に関すること。</p> <p>テ 審理手続の終結に関すること。</p> <p>ト 裁決書の謄本の送付等に関すること。</p> <p>ナ 証拠書類等の返還に関すること。</p> <p>ニ 裁決の内容等の公表に関すること。</p>
4 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律関係	<p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下この項において「法」という。）及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下この項において「規則」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第10条第1項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請の受付の事務の処理に関すること。</p> <p>イ 法第12条第1項に規定する仮給付金を支給する旨の決定に関すること。</p> <p>ウ 法第13条第1項の規定による関係人に対する報告命令、物件の提出命令、出頭命令又は受診命令に関すること。</p> <p>エ 法第13条第2項の規定による公務所又は公私の団体への照会及び報告の聴取に関すること。</p> <p>オ 規則第19条の規定による損害賠償を受けた旨の届出の受付の事務の処理に関すること。</p> <p>カ 規則第20条第1項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定又は申請の却下の通知に関すること。</p> <p>キ 規則第20条第2項の規定による犯罪被害者等給付金支</p>

	<p>払請求書又は仮給付金支払請求書の交付に関すること。</p>
5 刑事訴訟法関係	<p>刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第2項及び第201条の2第1項、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律（平成3年法律第94号）第19条第3項、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項並びに犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条及び第7条第1項の規定による司法警察員の指定並びに刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第141条の2（薬物犯罪等に係る保全手続等に関する規則（平成4年最高裁判所規則第5号）第23条及び犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成11年最高裁判所規則第10号）第23条の規定により準用する場合を含む。）及び犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）第2条第2項の規定による通知及び変更通知に関すること。</p>
6 警備業法関係	<p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下この項において「法」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下この項において「講習規則」という。）及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下この項において「検定規則」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習に関すること。</p> <p>イ 法第23条第1項に規定する検定に関すること。</p> <p>ウ 法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習に関すること。</p> <p>エ 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による検定合格者審査に関すること。</p> <p>オ 講習規則第7条第2項（講習規則第12条第2項において準用する場合を含む。）に規定する修了証明書の再交付に関すること。</p> <p>カ 検定規則第11条又は第12条の規定による成績証明書の交付、書換え又は再交付に関すること。</p>
7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この項において「法」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第20条第2項の規定による遊技機の認定、同条第4項の規定による遊技機の型式の検定及び同条第5項の規定による遊技機の試験事務に関すること。</p> <p>イ 法第39条の規定による指定、委託及び改善命令に関すること。</p>

8 質物の保管の設備の基準に関する規則関係	質物の保管の設備の基準に関する規則（昭和29年道公安委員会規則第9号）第7条の規定による承認に関すること。
9 古物営業法関係	古物営業法（昭和24年法律第108号。以下この項において「法」という。）に関する次に掲げる事項 ア 法第3条の規定による古物営業の許可に関すること。 ただし、不許可処分を除く。 イ 法第6条第2項の規定による公告に関すること。
10 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律関係	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下この項において「法」という。）及び自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号。以下この項において「規則」という。）に関する次に掲げる事項 ア 法第12条第3項の規定による自転車の防犯登録を行う者の指定に関すること。 イ 規則第3条の規定による変更の届出の受理及び承認に関すること。 ウ 規則第5条の規定による事業計画書等の受理に関すること。 エ 規則第6条の規定による報告の徴収又は資料の提出の要求に関すること。 オ 規則第7条の規定による是正又は改善の勧告に関すること。 カ 規則第8条の規定による登録業務の休廃止の承認に関すること。 キ 規則第9条の規定による指定の取消しに関すること。 ク 規則第11条の規定による指定等の公示に関すること。
11 火薬類取締法関係	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第52条第4項の規定による措置の要請に関すること。
12 武器等製造法関係	武器製造法（昭和28年法律第145号）第28条第1項の規定による通報の受理に関すること。
13 高圧ガス保安法関係	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第1項の規定による通報の受理に関すること。
14 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第87条第1項の規定による通報の受理に関すること。
15 消防法関係	消防法（昭和23年法律第186号）第11条第7項の規定による通報の受理に関すること。
16 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この項において「法」とい

<p>に関する法律関係</p>	<p>う。)、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）及び核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（昭和53年総理府令第48号）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 核燃料物質等の運搬の届出及び災害を防止して公共の安全を図るための必要な指示に関すること。</p> <p>イ 核燃料物質等の運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に関すること。</p> <p>ウ 届出に係る核燃料物質等の運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたる場合の通知及び連絡に関すること。</p> <p>エ 核燃料物質等の事業所外運搬の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況の報告の徴収に関すること。</p> <p>オ 法第68条第1項の規定による立入検査に関すること。</p>
<p>17 放射性同位元素等の規制に関する法律関係</p>	<p>放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下この項において「法」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 放射性同位元素等の運搬の届出及び放射線障害を防止して公共の安全を確保するための必要な指示に関すること。</p> <p>イ 放射性同位元素等の運搬届出書及び運搬指示書の交付に関すること。</p> <p>ウ 届出に係る放射性同位元素等の運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたる場合の通知及び連絡に関すること。</p> <p>エ 放射性同位元素等の工場又は事業所外運搬の状況及び当該運搬に関し人の障害が発生し又は発生するおそれがある事故の状況の報告の徴収に関すること。</p> <p>オ 法第43条の2の規定による立入検査に関すること。</p>
<p>18 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係</p>	<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号。以下この項において「法」という。）及び特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成7年国家公安委員会規則第4号）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 特定物質の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付並びに当該届出に係る運搬において特定物質が盗取され、又は所在不明となることを防ぐための必要な指示に関すること。</p> <p>イ 特定物質の運搬証明書の記載事項の変更等の届出の受理並びに書換え、再交付及び返納に関すること。</p> <p>ウ 届出に係る特定物質の運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたる場合の通知及び連絡に関すること。</p> <p>エ 法第32条第1項の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>オ 法第33条第2項の規定による立入検査に関すること。</p>

<p>19 災害対策基本法等関係</p>	<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下この項において「災対法」という。）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「災対法施行令」という。）、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下この項において「地震法」という。）、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下この項において「地震法施行令」という。）、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この項において「原災法」という。）、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下この項において「原災法施行令」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下この項において「国民保護法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下この項において「国民保護法施行令」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 災対法第48条第2項、地震法第32条第2項及び国民保護法第42条第2項の規定による通行の禁止又は制限に関すること。</p> <p>イ 災対法第76条第1項（原災法第28条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）、地震法第24条及び国民保護法第155条第1項の規定による通行の禁止又は制限に関すること。</p> <p>ウ 災対法施行令第33条第1項（原災法施行令第8条第2項において読み替えて適用する場合及び国民保護法施行令第39条においてその例による場合を含む。）及び地震法施行令第12条第1項に規定する確認に関すること。</p> <p>エ 災対法施行令第33条第2項（原災法施行令第8条第1項において読み替えて適用する場合及び国民保護法施行令第39条においてその例による場合を含む。）及び地震法施行令第12条第2項に規定する確認に関すること。</p> <p>オ 緊急通行車両及び緊急輸送車両の標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納に関すること。</p>
<p>20 北海道陸運局との協定関係</p>	<p>路線に定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における公安委員会の意見の聴取に関する協定（昭和32年札幌陸運局と道公安委員会の協定）に基づく意見の提出に関すること。</p>
<p>21 国際捜査共助等に関する法律関係</p>	<p>国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）第14条第2項の規定による証拠の送付に関すること。</p>

22 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下この項において「施行規則」という。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号。以下この項及び別表第2の第10の項において「意見聴取規則」という。）、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号。以下この項及び別表第2の第10号の項において「センター規則」という。）及び不当要求情報管理機関登録規程（平成3年国家公安委員会告示第5号。以下この項において「登録規程」という。）に関する次に掲げる事項

- ア 法第5条第2項の規定による意見聴取に係る通知及び公示に関すること。
- イ 法第5条第5項の規定に基づく意見聴取規則の規定により道公安委員会が行う次に掲げる事項
 - (ア) 主宰者である意見聴取官の決定に関すること。
 - (イ) 意見聴取に出席させようとする補佐人の許可に関すること。
 - (ウ) 意見聴取への補佐人付添いの勧告に関すること。
 - (エ) 意見聴取への参考人の出席要求に関すること。
 - (オ) 意見聴取の期日及び場所の変更に関すること。
 - (カ) 陳述書の提出要求に関すること。
 - (キ) 意見聴取を続行する場合の期日及び場所の決定に関すること（意見聴取期日において主宰者が期日及び場所を決定している場合を除く。）。)
 - (ク) 意見聴取期日外における証拠調べに関すること（意見聴取期日において主宰者が期日外証拠調べの決定をしている場合を除く。）。)
 - (ケ) 当事者がその地位を失った場合の措置に関すること。
 - (コ) 意見聴取期日外に提出を受けた提出物に係る提出物目録の作成及びその写しの交付並びに提出資料の返還に関すること。
 - (サ) 書類の受理、通知、公示、意見聴取の公示に伴う措置及び提出資料の保管に関すること。
- ウ 法第6条第4項又は第8条第5項の規定による国家公安委員会の確認の通知の受理に関すること（指定の要件に該当しない旨の確認の場合を除く。）。)
- エ 法第7条第1項（法第8条第7項において準用する場合を含む。）及び法第7条第4項の規定による公示に関すること。
- オ 法第7条第3項（法第8条第7項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関すること。
- カ 法第8条第3項の規定による指定の取消しに関するこ

	<p>と。</p> <p>キ 法第32条の3第5項の規定による命令に関すること。</p> <p>ク センター規則の規定により道公安委員会が行う次に掲げる事項</p> <p>(7) 提出書類及び届出の受理並びに公示に関すること。</p> <p>(イ) 相談事業規程の承認に関すること。</p> <p>(ウ) 報告又は資料の提出要求に関すること。</p> <p>(エ) 北海道暴力追放センター役員及び暴力追放相談委員の解任勧告に関すること。</p> <p>ケ 施行規則第7章の規定による公安委員会相互の協力に関すること。</p> <p>コ 登録規程の規定により道公安委員会が行う次に掲げる事項</p> <p>(7) 不当要求情報管理機関の登録及び登録の取消しに関すること。</p> <p>(イ) 申請及び届出の受理に関すること。</p> <p>(ウ) 登録証の交付及び返納に関すること。</p> <p>(エ) 登録した不当要求情報管理機関に対する報告徴収に関すること。</p>
23 特定中小企業者事業 転換対策等臨時措法関係	<p>特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法（昭和61年法律第4号）第9条第1項の認定に係る知事等との協議に関すること。</p>
24 地方自治法関係	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定に基づく条例で定める集会、集団行進及び示威運動に関すること。</p>
25 道路法等関係	<p>ア 道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2の規定により道路管理者が行う意見の聴取及び協議への回答並びに通知の受理に関すること。</p> <p>イ 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第24条の2の規定により国土交通大臣が行う協議への回答及び通知の受理に関すること。</p> <p>ウ 駐車場法（昭和32年法律第106号）第3条第2項、第4条第3項若しくは第5条第2項の規定により北海道知事、市町村又は地方公共団体の長が行う意見の聴取への回答及び通知の受理並びに駐車場法施行規則（平成12年運輸省建設省令第12号）第5条の規定により北海道開発局長が行う意見の聴取への回答に関すること。</p> <p>エ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第19条の規定により国土交通大臣の行う意見の聴取への回答に関すること。</p> <p>オ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第3条第3項の規定により道路管理者が行う意見の聴取への回答に関すること。</p> <p>カ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34条）第5条第3項の規定により北海道知事が行う協議への回答及び同法第7条に規定する道路交通騒音の減少</p>

	<p>等のための措置に関すること。</p> <p>キ その他道路交通に関する警察庁と関係省庁との覚書等に基づき、道路管理者等が行う意見の聴取及び協議への回答、通知の受理等に関すること。</p>
26 道路交通法関係	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この項において「施行令」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第4条第1項の規定により信号機又は道路標識若しくは道路標示を設置し、及び管理して行う交通の規制のうち、施行令第44条第1項第2号に規定するものに関すること。</p> <p>イ 法第51条の8第1項の規定に基づく法人の登録に関すること。</p> <p>ウ 法第51条の8第6項の規定に基づく法人の登録の更新に関すること。</p> <p>エ 法第51条の9の規定に基づく適合命令に関すること。</p> <p>オ 法第51条の11の規定に基づく報告及び検査に関すること。</p>
27 北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例関係	<p>北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成13年北海道条例第44号。以下この項において「条例」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 条例第8条の指示に関すること。</p> <p>イ 条例第10条第2項及び第3項の規定による標章の取り除きに関すること。</p> <p>ウ 条例第11条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示に関すること。</p> <p>エ 条例第12条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査に関すること。</p>
28 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この項において「法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）及び届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 病原体等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付並びにその運搬する病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するための必要な指示に関すること。</p> <p>イ 病原体等の運搬証明書の記載事項の変更の届出の受理並びに書換え、再交付及び返納に関すること。</p> <p>ウ 届出に係る病原体等の運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたる場合の通知及び連絡に関すること。</p> <p>エ 法第56条の30の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>オ 法第56条の31第1項の規定による立入検査に関するこ</p>

	と。
29 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律関係	<p>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号。以下この項において「法」という。）及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号。以下この項において「規則」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第6条第1項の規定による申請の受付に関すること。</p> <p>イ 法第8条第1項及び第2項に規定する裁定のための調査に関すること。</p> <p>ウ 規則第3条第1項の規定による申請者に対する通知に関すること。</p>
30 北海道暴力団の排除の推進に関する条例関係	<p>北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号。以下この項において「条例」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 条例第21条の規定による報告等の徴収に関すること。</p> <p>イ 条例第22条の規定による勧告に関すること。</p> <p>ウ 条例第23条の規定による公表に関すること。</p>
31 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第14条の2第1項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に係る協議に関すること。</p> <p>イ 法第14条の2第8項第2号に規定する都道府県知事の確認に係る意見及び助言に関すること。</p> <p>ウ 法第38条の2に規定する住宅集合地域等における麻酔銃猟の許可に係る助言に関すること。</p>
32 小型無人機等飛行禁止法関係	<p>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第3項の規定による通報の受理に関すること。</p>
33 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律関係	<p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下この項において「法」という。）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号。以下この項において「規則」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第9条第1項の規定による申請の受付に関すること。</p> <p>イ 法第10条に規定する援助に関すること。</p> <p>ウ 法第13条第1項の規定による報告の徴収、物件の提出要求、出頭命令及び受診命令並びに同条第2項の規定による協力要求に関すること。</p> <p>エ 規則第10条第1項の規定による通知に関すること。</p>
34 金属くず回収業に関	<p>金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4</p>

する条例関係	号) 第3条の規定による金属くず回収業の許可に関すること。ただし、不許可処分を除く。
35 個人情報の保護に関する法律関係	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第26条第1項、第146条第1項、第162条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、第163条並びに第164条並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第40条第1項前段の規定により行う検査等事務の実施に関すること。
36 航空法関係	航空法（昭和27年法律第231号）第131条の2の5第9項、第131条の2の6第4項及び第134条第5項の規定により国土交通大臣が行う協議への回答に関すること。

別表第2（第2条第2項関係）

種 別	本部長が代行することができる事項
1 警備業法関係	<p>警備業法（以下この項において「法」という。）及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下この項において「府令」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第46条の規定による報告及び資料の提出並びに法第47条の規定による立入検査に関すること。</p> <p>イ 法第47条第2項に規定する身分を示す証明書の交付に関すること。</p> <p>ウ 聴聞の期日及び場所の公示並びに処分の執行に関すること。</p> <p>エ 法及び府令に基づき、道公安委員会に提出する各種届出の処理に関すること。</p> <p>オ 警備業の認定に関すること。ただし、不認定処分を除く。</p> <p>カ 認定の有効期間の更新に関すること。ただし、不更新処分を除く。</p> <p>キ 警備員指導教育責任者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定に関すること。</p> <p>ク 警備員指導教育責任者資格者証の交付、書換え及び再交付に関すること。ただし、不交付処分を除く。</p> <p>ケ 警備員の指導及び教育に関する講習に関すること。</p> <p>コ 合格証明書の交付、書換え及び再交付に関すること。ただし、不交付処分を除く。</p> <p>サ 機械警備業務管理者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定に関すること。</p> <p>シ 機械警備業務管理者資格者証の交付、書換え及び再交付に関すること。ただし、不交付処分を除く。</p> <p>ス 法第43条で定める即応体制の整備に基づく警備業務対象施設の認定に関すること。</p> <p>セ 警備業者に対する道公安委員会の指示に関すること。</p> <p>ソ 法第8条の規定による認定の取消し、法第48条の規定による指示、法第49条第1項の規定による営業の停止及び法第49条第2項の規定による営業の廃止に係る公表に関すること。</p>
2 金属くず回収業に関する条例関係	<p>金属くず回収業に関する条例（以下この項において「条例」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 条例第5条の規定による許可証の再交付に関すること。</p> <p>イ 条例第7条の規定による変更の届出及び許可証の書換えに関すること。</p> <p>ウ 条例第8条の規定による許可証の返納に関すること。</p> <p>エ 条例第17条第2項に規定する証明書の交付に関すること。</p> <p>オ 条例第18条の規定による指示に関すること。</p>

	<p>カ 条例第20条第2項の規定による通知並びに聴聞の期日及び場所の公示に関する事。</p>
<p>3 闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例関係</p>	<p>闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例（昭和24年北海道条例第35号）第4条に規定する土佐犬の闘いの許可に関する事。ただし、不許可処分を除く。</p>
<p>4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可に関する事。ただし、不許可処分を除く。</p> <p>イ 許可証の再交付、書換え及び返納並びに風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の交付及び書換え等に関する事。</p> <p>ウ 相続、合併及び分割の承認に関する事。ただし、不承認を除く。</p> <p>エ 構造設備の変更の承認に関する事。</p> <p>オ 特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定並びに認定書の再交付及び返納に関する事。</p> <p>カ 遊技機の変更の承認に関する事。</p> <p>キ 管理者の講習及び解任勧告に関する事。</p> <p>ク 店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業停止の標章の取り除きに関する事。</p> <p>ケ 風俗営業者等に対する道公安委員会の指示に関する事。</p> <p>コ 性風俗関連特殊営業の届出確認書の交付、再交付及び返納に関する事。</p> <p>サ 性風俗関連特殊営業の届出確認書不交付通知書の交付に関する事。</p> <p>シ 無店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る違反広告物の除却に関する事。</p> <p>ス 他の公安委員会に対する処分移送通知書の送付及び行政処分に係る事案の通報に関する事。</p> <p>セ 自動公衆送信装置設置者に対する勧告及び総務大臣との協議に関する事。</p> <p>ソ 映像送信型性風俗特殊営業者に対する年少者利用防止命令に関する事。</p> <p>タ 風俗営業者等に対するその業務に関する報告及び資料の提出に係る要求に関する事。</p> <p>チ 法第37条第3項及び法第38条の2第4項に規定する身分を示す証明書の交付等に関する事。</p> <p>ツ 少年指導委員の委嘱に関する事務並びに研修及び立入りに関する事。</p> <p>テ 国家公安委員会に対する風俗営業等に係る許可等及び行政処分の報告に関する事。</p> <p>ト 風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者の団体の届出の</p>

	<p>受理に関すること。</p> <p>ナ 聴聞の期日及び場所の公示並びに処分の執行に関する こと。</p> <p>ニ その他風俗営業関係法令に基づき、道公安委員会に提 出する各種届出の処理に関すること。</p>
5 質屋営業法関係	<p>質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下この項におい て「法」という。）及び質屋営業法施行規則（昭和25年総 理府令第25号）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 質屋営業の許可に関すること。ただし、不許可処分を 除く。</p> <p>イ 許可証の再交付、書換え及び返納に関すること。</p> <p>ウ 営業内容の変更の許可に関すること。</p> <p>エ 法第27条の規定による他の公安委員会への通知及び法 第28条の規定による質置主の保護に関すること。</p> <p>オ 聴聞の期日及び場所の公示並びに処分の執行に関する こと。</p> <p>カ その他質屋営業関係法令に基づき、道公安委員会に提 出する各種届出の処理に関すること。</p>
6 古物営業法関係	<p>古物営業法（以下この項において「法」という。）に関 する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第5条の規定による許可証の再交付に関すること。</p> <p>イ 法第7条の規定による変更の届出及び許可証の書換え に関すること。</p> <p>ウ 法第8条の規定による許可証の返納に関すること。</p> <p>エ 法第10条の規定による競り売りの届出に関すること。</p> <p>オ 法第10条の2の規定による古物競りあわせん業者の届 出に関すること。</p> <p>カ 法第13条第4項の規定による管理者の解任の勧告に関 すること。</p> <p>キ 法第14条第1項ただし書の規定による仮設店舗におけ る古物営業の届出に関すること。</p> <p>ク 法第21条の5第1項又は第21条の6第1項に規定する 認定に関すること。</p> <p>ケ 法第22条第2項に規定する証票の交付に関すること。</p> <p>コ 法第23条の規定による指示に関すること。</p> <p>サ 法第25条第2項の規定による通知並びに聴聞の期日及 び場所の公示に関すること。</p> <p>シ 法第26条の規定による情報の提供に関すること。</p> <p>ス 法第27条第1項の規定による報告及び同条第2項の規 定による通報に関すること。</p>
7 銃砲刀剣類所持等取 締法関係	<p>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下こ の項において「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法 施行令（昭和33年政令第33号。以下この項において「政令」 という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年 総理府令第16号。以下この項において「府令」という。）</p>

及び指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下この項において「指定府令」という。）に関する次に掲げる事項

ア 人命救助等に従事する者及び使用人の届出済証明書の交付、再交付、書換え及び返納に関すること。

イ 法第4条の規定による許可並びに条件の付加及び変更に関すること。ただし、不許可処分を除く。

ウ 法第6条第1項の規定による許可及び政令第24条第2項の規定による期間の延長に関すること。

エ 認知機能検査の実施及びその結果に基づく命令に関すること。

オ 銃砲等及び刀剣類の所持の許可を受けた者が所持することとなった銃砲等及び刀剣類が当該許可に係るものであるかどうかの確認、猟銃及び空気銃に対する番号又は記号の打刻命令並びにクロスボウに対する表示措置命令に関すること。

カ 猟銃、空気銃及びクロスボウの取扱いに関する講習会の開催、当該講習会の開催に関する事務の一部委託並びに講習修了証明書の交付、再交付及び書換えに関すること。

キ 猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施、当該技能検定を受ける資格の認定、技能検定通知書の交付並びに技能検定合格証明書の交付、再交付及び書換えに関すること。ただし、技能検定の拒否処分を除く。

ク 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施、当該講習の実施に関する事務の一部委託、技能講習通知書の交付並びに技能講習修了証明書の交付、再交付及び書換えに関すること。

ケ 銃砲等及び刀剣類の所持許可証の再交付、書換え及び返納、猟銃・空気銃所持許可証に他の猟銃又は空気銃の所持許可に係る事項の記載並びにクロスボウ所持許可証に他のクロスボウの所持許可に係る事項の記載に関すること。

コ 猟銃、空気銃及びクロスボウの所持許可の更新に関すること。ただし、不更新処分を除く。

サ 猟銃、空気銃及びクロスボウの所持許可の失効又は取消しに係る事項の所持許可証からの抹消に関すること。

シ 銃砲等、刀剣類及び拳銃部品の提出命令及び仮領置並びに提出され、又は仮領置した銃砲等、刀剣類及び拳銃部品の返還、売却（売却代金の交付を含む。）及び廃棄に関すること。

ス 指定射撃場、教習射撃場、練習射撃場、猟銃等射撃指導員及びクロスボウ射撃指導員の指定に関すること。

セ 政令第35条の規定による他の公安委員会への通知に関すること。

ソ 府令第117条の規定による台帳の作成及び整理に関すること。

タ 射撃教習を受ける資格及び射撃練習を行う資格の認定

並びに教習資格認定証及び練習資格認定証の再交付、書換え及び返納に関すること。ただし、認定の拒否処分を除く。

チ 教習用備付け銃及び練習用備付け銃の届出及び変更届出に関すること。

ツ 教習用備付け銃及び練習用備付け銃に対する番号又は記号の打刻命令に関すること。

テ 教習用備付け銃及び練習用備付け銃に係る保管の設備及び方法の改善命令その他危害予防上必要な措置の命令に関すること。

ト 教習射撃場に対する教習修了証明書の交付禁止に関すること。

ナ 教習用備付け銃及び練習用備付け銃の提出命令及び仮領置に関すること。

ニ 仮領置した教習用備付け銃及び練習用備付け銃の返還、売却（売却代金の交付を含む。）及び廃棄に関すること。

ヌ 年少射撃資格の認定並びに年少射撃資格認定証の再交付、書換え及び返納に関すること。ただし、認定の拒否処分を除く。

ネ 年少射撃資格の認定のための講習会の開催、当該講習会の開催に関する事務の一部委託並びに年少射撃資格講習修了証明書の交付、再交付及び書換えに関すること。

ノ クロスボウ射撃資格の認定並びにクロスボウ射撃資格認定証の再交付、書換え及び返納に関すること。ただし、認定の拒否処分を除く。

ハ 銃砲等及び実包等の保管状況について必要な報告の徴収に関すること。

ヒ 猟銃及び猟銃に適合する実包の保管場所に対する立入検査並びに銃砲を保管する者に対する保管の設備及び方法の改善命令その他危害予防上必要な措置の命令に関すること。

フ 猟銃等保管業者及びクロスボウ保管業者に対する保管の設備及び方法の改善命令その他危害予防上必要な措置の命令並びに業務の廃止及び停止の命令に関すること。

ヘ 銃砲等及び刀剣類の所持の許可を受けた者並びに年少射撃資格者の法違反等に係る危害予防上必要な措置の指示に関すること。

ホ 銃砲等及び刀剣類の所持の許可を受けた者及び受けようとする者が法の許可の基準に適合しているかどうか、並びに年少射撃資格者及び年少射撃資格の認定を受けようとする者が法の認定の基準に適合しているかどうかの調査及び調査のための受診命令に関すること。

マ 許可をした猟銃、空気銃及びクロスボウを当該許可に係る用途に供しているかどうか、並びに許可をした銃砲等及び刀剣類の所持が適正に行われているかどうかの検査及び必要な報告の徴収に関すること。

ミ 指定射撃場、教習射撃場、練習射撃場、猟銃等保管業

	<p>者及びクロスボウ保管業者に対する業務報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>ム 聴聞の期日及び場所の公示並びに処分の執行に関すること。</p> <p>メ 法第27条の3の許可に関すること。ただし、不許可処分を除く。</p> <p>モ 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認に係る教育委員会からの通知の受理に関すること。</p> <p>ヤ その他法、府令及び指定府令の規定による道公安委員会に対する各種届出、申請及び通知の受理に関すること。</p>
<p>8 火薬類取締法関係</p>	<p>火薬類取締法（以下この項において「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下この項において「政令」という。）、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下この項において「府令」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第19条第1項から第3項までの規定による火薬類運搬届の受理、火薬類運搬証明書の交付及び災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要な指示（火薬類運搬証明書への記載を含む。）に関すること。</p> <p>イ 法第19条第4項の規定による火薬類運搬証明書の有効期間の決定、再交付、書換え及び返納に関すること。</p> <p>ウ 政令第4条の規定による届出に係る火薬類の運搬が他の公安委員会の管轄区域に及ぶ場合の通知に関すること。</p> <p>エ 法第43条第2項及び第4項の規定による立入検査及び証票の交付に関すること。</p> <p>オ 法第45条の規定による緊急措置に関すること。</p> <p>カ 法第50条の2第1項及び府令の規定により猟銃用火薬類等について道公安委員会が行う次に掲げる事項</p> <p>(ア) 法第17条第1項から第3項までの規定による譲渡及び譲受けの許可及び許可の取消しに関すること。</p> <p>(イ) 法第17条第4項及び第6項から第9項まで並びに府令第8条の規定による譲渡許可証及び譲受許可証の有効期間の決定、再交付、書換え及び返納並びに当該許可証に継続する譲受人記載欄又は譲渡人記載欄の追加に関すること。</p> <p>(ウ) 法第24条第1項及び第3項の規定による輸入の許可及び輸入した旨の届出に関すること。</p> <p>(エ) 府令第9条第3項及び第4項の規定による輸入許可書の記載事項変更届に関すること。</p> <p>(オ) 法第25条第1項から第3項までの規定による消費の許可及び許可の取消しに関すること。</p> <p>(カ) 府令第11条第2項の規定による消費許可書の記載事項変更届に関すること。</p> <p>(キ) 府令第14条の規定による譲渡、譲受け、輸入及び消</p>

	<p>費の許可に関する台帳の作成及び整理に関すること。</p> <p>キ 法第52条第1項の規定による道公安委員会の意見に関すること。</p> <p>ク 法第52条第2項及び第3項の規定による道公安委員会に対する通報に関すること。</p>
<p>9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係</p>	<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第5条第2項（法第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合に限る。）の規定による意見聴取に係る通知及び公示に関すること。</p> <p>イ 法第7条第1項（法第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合に限る。）及び法第7条第4項（法第15条の2第8項及び第30条の8第4項において準用する場合に限る。）の規定による公示に関すること。</p> <p>ウ 法第7条第3項（法第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合に限る。）の規定による通知に関すること。</p> <p>エ 法第13条の規定による援助の申出の受理及び援助を行う旨の決定に関すること。</p> <p>オ 法第14条第1項の規定による援助を行う旨の決定並びに同条第2項及び第3項の規定による責任者講習計画の決定、講習の実施及び講習の通知に関すること。</p> <p>カ 法第15条第4項、第15条の2第5項及び第30条の11第3項の規定による標章の貼付けに関すること。</p> <p>キ 法第15条第5項、第15条の2第6項及び第30条の11第4項の規定による標章の取除きに関すること。</p> <p>ク 法第32条の3第8項の規定による配慮（センター規則第11条に規定する援助をいう。）のうち、次に掲げる事項</p> <p>(7) 情報の提供に関すること。</p> <p>(イ) 暴力団員に対する警告、相談の申出人等の保護その他の措置に関すること。</p> <p>(ウ) その他の援助の措置に関すること。</p> <p>ケ 法第33条第1項の規定による報告又は資料の提出要求の決定及び立入りの実施に関すること。</p> <p>コ 法第34条第2項（第35条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取に係る通知及び公示に関すること。</p> <p>サ 法第34条第6項（第35条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取規則の規定により道公安委員会が行う次に掲げる事項</p> <p>(7) 主宰者である意見聴取官の決定に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 意見聴取に出席させようとする補佐人の許可に関する こと。 (ロ) 意見聴取への補佐人付添いの勧告に関する こと。 (ハ) 意見聴取への関係指定暴力団員の出頭及び意見の陳 述の許可に関する こと。 (ニ) 意見聴取への関係指定暴力団員の出頭及び意見の陳 述の要求に関する こと。 (ホ) 意見聴取への参考人の出席要求に関する こと。 (ヘ) 意見聴取の期日及び場所の変更に関する こと。 (ヘ) 陳述書の提出要求に関する こと。 (ケ) 意見聴取を続行する場合の期日及び場所の決定に関 すること（意見聴取期日において主宰者が期日及び場 所を決定している場合を除く。）。 (コ) 意見聴取日外における証拠調に関する こと（意見聴取期日において主宰者が期日外証拠調の決定をしてい る場合を除く。）。 (ク) 当事者がその地位を失った場合の措置に関する こと。 (ク) 意見聴取期日外に提出を受けた提出物に係る提出物 目録の作成及びその写しの交付並びに提出資料の返還 に関する こと。 (ク) 書類の受理、通知、公示、意見聴取の公示に伴う措 置及び提出資料の保管に関する こと。 <p>シ 法第36条第1項及び第3項の規定による国家公安委員 会に対する報告及び通報の受理並びに同条第4項の規定 による資料の閲覧又は提供その他の協力要求に関する こと。</p>
<p>10 道路交通法関係</p>	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項におい て「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号。以下この項において「施行令」という。）、道路交 通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、届出自動車教 習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家 公安委員会規則第1号）及び大型自動車免許の欠格事由等 の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国 家公安委員会規則第4号）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 信号機又は道路標識若しくは道路標示を設置し、及び 管理して行う交通の規制に関する こと（施行令第44条第 1項第2号に掲げるものを除く。）。</p> <p>イ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出及び指定 に関する こと。</p> <p>ウ 法第51条の4の規定により道公安委員会が行う次に掲 げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 第3項の規定による報告の受理に関する こと。 (イ) 第4項の規定による納付命令に関する こと。 (ロ) 第6項の規定による通知に関する こと。 (ハ) 第7項の規定による掲示に関する こと。 (ニ) 第12項の規定による通知及び仮納付金額の返還に関

すること。

(カ) 第13項の規定による督促に関する事。

(キ) 第14項の規定による徴収に関する事。

(ク) 第16項の規定による納付命令の取消しに関する事。

(ケ) 第17項の規定による通知及び放置違反金等相当金額の還付に関する事。

エ 法第51条の5の規定により道公安委員会が行う次に掲げる事項

(ア) 第1項の規定による報告又は資料の提出の要求に関する事。

(イ) 第2項の規定による官庁等に対する照会及び協力の要請に関する事。

オ 法第51条の6第1項の規定による国家公安委員会への報告に関する事。

カ 法第51条の13第1項の規定により道公安委員会が行う次に掲げる事項

(ア) 駐車監視員資格者証の交付に関する事。

(イ) 駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付に関する事。

(ウ) 第1号イの規定による講習に関する事。

(エ) 第1号ロの規定による認定に関する事。

キ 安全運転管理者及び副安全運転管理者に関する事。

ク 最高速度違反、過積載運転及び過労運転の車両の使用者に対する指示に関する事。

ケ 自動車及び原動機付自転車の使用の制限に係る処分にに関する事。

コ 自動車による車両の牽引許可に関する事。

サ 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許の申請並びに再試験の申込みの受理に関する事。

シ 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許によって運転することができる自動車等の種類の限定及び運転上必要な条件の付加に関する事。

ス 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証の交付、備考欄の記載、電磁的方法による記録並びに記載事項変更届の受理及び通知に関する事。

セ 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許試験（試験の免除を含む。）及び再試験に関する事。

ソ 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許試験の停止に関する事。

タ 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証の更新及び定期検査に関する事。

チ 法第90条第8項又は第103条第6項の規定による適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令に関する事。

ツ 臨時適性検査に関する事。

テ 自動車及び一般原動機付自転車の90日未満の運転の禁止に関する事。

- ト 自動車若しくは一般原動機付自転車の運転免許証の返納（還）に関する事。
- ナ 指定自動車教習所の検査（報告及び資料の提出を含む。）及び指導監督に関する事。
- ニ 技能検定員審査及び教習指導員審査に関する事。
- ヌ 行政庁等に対する交通法令違反の内容等の通知に関する事。
- ネ 道路の交通量等の調査及び調査結果の通知に関する事。
- ノ 法第90条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与、意見の聴取（この規程により代行することができる処分以外の処分に係るものについては、その事務の処理に限る。）並びに聴聞の期日及び場所の公示並びにこれらの事務に係る処分の執行に関する事。
- ハ パーキング・チケット発給設備の設置及び管理に関する事。
- ヒ 指定講習機関に関する事。
- フ 自動車の使用者に対する報告又は資料の提出要求に関する事。
- ヘ 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する事。
- ホ 自動車教習所の届出の受理に関する事。
- マ 届出自動車教習所に対する指導又は助言（報告又は資料の提出要求を含む。）及び当該指導又は助言に伴う自動車安全運転センターに対する配慮要求に関する事。
- ミ 法第44条第2項第2号の規定による合意及び公示に関する事。
- ム 自動車運送事業者等に対して自動車の使用の制限に係る処分を行う場合の監督行政庁に対する意見の聴取に関する事。
- メ 法第108条の2第1項及び第2項に規定する講習に関する事。
- モ 申請による運転免許の取消しに関する事。
- ヤ 運転経歴証明書の交付、記載事項の変更、再交付及び返納に関する事。
- ユ 認知機能検査に関する事。
- ヨ 運転技能検査に関する事。
- ラ 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定に関する事。ただし、認定の取消しを除く。
- リ 応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定に関する事。
- ル 特例教習実施施設に関する事。
- レ 遠隔操作型小型車の通行の届出に関する事。
- ロ 特定自動運行の許可、条件の付加及び変更、特定自動運行計画の変更の許可及び届出並びに許可証の交付、再交付、書換え及び返納に関する事。ただし、不許可処分を除く。

	<p>ワ 遠隔操作型小型車の使用者及び特定自動運行実施者に対する報告及び資料の提出の要求、立入検査並びに指示に関する事。</p> <p>キ 特定自動運行実施者に対する指示、許可の取消し及び効力の停止に係る監督行政庁に対する意見の聴取並びに国家公安委員会に対する特定自動運行に係る行政処分の報告に関する事。</p>
<p>11 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係</p>	<p>自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する自動車の運行供用制限処分に関する事。</p> <p>イ 自動車の運行供用制限書の交付及び運行禁止の標章のはり付けに関する事。</p> <p>ウ 自動車保管場所確保申告書の受理、当該申告書に係る保管場所の確認及び確認通知並びに運行禁止の標章の除去に関する事。</p> <p>エ 聴聞の期日及び場所の公示並びに処分の執行に関する事。</p> <p>オ 自動車の保有者及び保管場所の管理者に対する報告又は資料の提出要求に関する事。</p> <p>カ 運送事業用自動車について、保管場所が確保されていないおそれがあると認める場合の運輸局長等に対する通知に関する事。</p>
<p>12 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係</p>	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この項において「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下この項において「規則」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 自動車運転代行業の認定に関する事。ただし、認定の拒否処分、認定の取消し、営業の停止命令及び営業の廃止命令を除く。</p> <p>イ 法及び規則に基づき、道公安委員会に提出する各種届出の処理に関する事。</p> <p>ウ 法の規定による都道府県知事に対する事前協議に関する事。</p> <p>エ 自動車運転代行業を営む者に対するその業務に関する報告及び資料の提出に係る要求並びに立入検査に関する事。</p> <p>オ 自動車運転代行業者に対する道公安委員会の指示に関する事。</p> <p>カ 法第22条第1項の規定による都道府県知事に対する通知及び同条第2項の規定による都道府県知事からの通知</p>

	<p>に関すること。</p> <p>キ 法第7条第1項の規定による認定の取消し、法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示、法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業の停止及び法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業の廃止に係る公表に関すること。</p>
13 行政手続法関係	行政手続法に関する別表1の2に掲げる事項
14 行政不服審査法関係	行政不服審査法に関する別表第1の3に掲げる事項（処分及び不作為についての審査請求に係るものに限る。）
15 不正アクセス行為の禁止等に関する法律関係	<p>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号。以下この項において「法」という。）及び不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号。以下この項において「規則」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第9条第1項及び規則第1条第2項の規定による援助の申出者に対する事例分析に必要な書類等の提出の要求に関すること。</p> <p>イ 法第9条第1項及び規則第2条の規定による援助の申出の相当性の判断並びに資料の提供、助言、指導その他の必要な援助の実施に関すること。</p> <p>ウ 法第9条第2項及び規則第3条の規定による事例分析の委託に関する判断並びに委託先の選定に関すること。</p>
16 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律関係	<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下この項において「法」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第7条の規定による届出に関すること。</p> <p>イ 法第13条又は第15条第2項第1号の指示に関すること。</p> <p>ウ 法第15条第1項の規定による処分移送通知書の送付に関すること。</p> <p>エ 法第16条の規定による報告又は資料の提出の要求に関すること。</p> <p>オ 法第17条第1項及び第2項に規定する国家公安委員会への報告等に関すること。</p> <p>カ 法第20条の規定による情報の提供に関すること。</p>
17 探偵業の業務の適正化に関する法律関係	<p>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この項において「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 法第4条の規定による届出に関すること。</p> <p>イ 法第13条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査に関すること。</p>

	<p>ウ 法第13条第2項に規定する身分を示す証明書の交付に関すること。</p> <p>エ 法第14条の規定による指示に関すること。</p> <p>オ 法第14条の規定による指示、法第15条第1項の規定による営業の停止及び法第15条第2項の規定による営業の廃止に係る公表に関すること。</p>
<p>18 遺失物法関係</p>	<p>遺失物法（平成18年法律第73号。以下この項において「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下この項において「政令」という。）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 申請又は届出の受理に関すること。</p> <p>イ 法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求に関すること。</p> <p>ウ 法第25条第2項の規定による保管物件に関する報告若しくは資料の提出の要求又は保管物件の提示の要求に関すること。</p> <p>エ 法第26条第1項又は第2項に規定する指示に関すること。</p> <p>オ 政令第5条第5項の規定による指定に関すること。</p>